

「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」の制定について

「動物愛ランド・京都」の
マスコットキャラクター



憲章，条例の下，「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」を目指して取組を進めていきます！

京（きょう）ちゃん 都（みやこ）ちゃん

京都市では、「京都動物愛護憲章」（平成26年12月制定）に掲げる「人と動物が共生するうるおいのあるまち」の実現を目指し、京都市動物愛護行動計画に基づく動物の正しい飼い方の啓発指導等に積極的に取り組んでいくこととしています。

この度、憲章に掲げる「人が動物を通じて他人に迷惑をかけない」との考え方に立って、人と動物の共生社会づくり、生活環境の保全等の観点から、犬猫等のふん尿被害をはじめとする動物による迷惑事象に対して、具体的な規制行為等を示すとともに、違反に対する罰則等の実効性ある措置を定めた「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」を制定しました。

記

1 条例の目的

適正な動物の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、不適正な動物の取扱いに起因して人に迷惑を及ぼすことを防止し、もって生活環境の保全を図るとともに、人と動物の共生する社会の実現に資することを目的とする。

2 構成

第1章 総則（第1条から第6条まで）

- ・ 目的
- ・ 所有者等の責務，本市の責務，市民等の責務 など

第2章 動物の適正な取扱い（第7条から第10条まで）

- ・ 多数の犬猫の飼養保管の届出義務
- ・ 犬のふん回収用具の携帯・飼い犬のふんの回収義務
- ・ 動物への不適切な給餌の禁止等
- ・ 勧告及び命令 など

第3章 雑則（第11条から第13条まで）

- ・ 報告又は資料の提出
- ・ 立入調査 など

第4章 罰則（第14条から第16条まで）

- ・ 過料

3 主な内容

(1) 多数の犬猫の飼養保管の届出義務（第7条）

犬又は猫の所有者等が、多数の犬や猫を飼養又は保管することとなったときは、その旨を市長に届け出なければならない。

- ア 対象 生後91日未満を除く犬又は猫
- イ 届出義務者 犬又は猫の飼い主（動物取扱業者等を除く。）
- ウ 対象となる犬又は猫の数
犬5頭以上、猫10頭以上、犬猫合わせて10頭以上のいずれか
- エ 届出期限 対象頭数となった日から30日以内（初日算入）
（現在、既に該当している場合は、平成27年10月1日まで）
- オ 罰則 届出をしないなど 1万円以下の過料（第16条）
- カ 罰則の適用 平成27年10月1日から

(2) マイクロチップ等による所有者明示（第3条第2項）

犬や猫の飼い主は、マイクロチップの装着などにより、飼い主が分かるように努めなければならない。

犬猫の盗難や迷子の防止、保護された犬猫の返還を容易にするほか、飼い主の责任意识を大きく向上させる効果があることから、マイクロチップの装着を推進します。
これにより、動物（特に登録制度がない飼い猫）の遺棄を許さないまちづくりを進めます。

(3) 犬のふん回収用具の携帯・回収義務（第8条）

飼い犬の散歩時には排せつしたふんを回収するための用具を携帯しなければならない。
また、飼い犬が自宅等以外の場所でふんを排せつしたときは、直ちに回収しなければならない。

- ア 対象 飼い犬
- イ 義務者 犬の所有者等
- ウ 対象となるとき 散歩時など、飼い犬を公共の場所に同伴しようとするとき
- エ 義務 (ア) ふんを回収するための用具を携帯すること
(イ) ふんをしたときは、直ちに回収すること
- オ 罰則 (ア) ふんを回収するための用具の不携帯 罰則なし
(イ) ふんの不回収 3万円以下の過料（第15条）
- カ 罰則の適用（ふんの不回収）平成27年10月1日から

(4) 自宅等における排せつ（第3条第3項）

犬の所有者等は、飼い犬を道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所に同伴しようとするときは、あらかじめ、自宅において排せつさせるよう努めなければならない。

散歩と排せつを切り離し、散歩を運動のためだけのものとするこゝで、公共の場所では排せつをさせないという飼い方、しつけの普及を図ります。

(5) 飼い猫の屋内飼養（第3条第4項）

飼い猫が自宅等以外の場所に侵入することにより、人に迷惑を及ぼすことを防止する観点から、屋内で飼うように努めなければならない。

屋外での飼養は、猫が病気や事故のリスクにさらされ、習性に従った行動が迷惑事象となる、人にとっても猫にとっても望ましくない状態であることから、猫の適正な飼い方として、室内飼養の徹底を図ります。

(6) 動物への不適切な給餌の禁止 (第9条)

所有者等のない動物への給餌は適切な方法により行い、周辺の住民の生活環境に悪影響を及ぼすような給餌を行ってはならない。

- ア 対象 所有者等のない動物 (野良猫, 鳩, あらいぐま など)
- イ 義務者 市民等 (市民及び観光旅行者その他の滞在者)
- ウ 義務 適切な方法により給餌 (給水を含む。) すること
周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすような給餌をしないこと
- エ 基準 市長が, 適切な給餌の方法に関し遵守すべき基準を示す。
- オ 罰則 なし (ただし, 第10条第2項による命令違反に対して過料あり)

(7) 勧告命令 (第10条)

- ア 勧告の対象となるとき
給餌により周辺の住民の生活環境に支障が生じていると認めるとき
- イ 命令の対象となるとき
勧告に係る措置を採らなかったとき
- ウ 罰則 (ア) 勧告違反 なし
(イ) 命令違反 5万円以下の過料 (第14条第1号)
- エ 罰則の適用 (命令違反) 平成27年10月1日から

(8) 報告・資料の提出, 立入調査 (第11条, 第12条)

- ア 対象とする範囲 (以下の規定の施行に必要な限度において実施)
 - 多頭飼育の届出等, ○ 飼い犬のふんの回収義務, ○ 不適切な給餌の禁止,
 - 勧告命令, ○ 動愛法第25条に規定する勧告命令 など(多数飼育に起因して生活環境が損なわれる事態, 虐待に対する本市の勧告命令)
- イ 罰則 (ア) 報告・資料の提出をしないなど 5万円以下の過料 (第14条第2号)
(イ) 立入調査を拒むなど 5万円以下の過料 (第14条第3号)
- ウ 罰則の適用 平成27年10月1日から

4 施行日

平成27年7月1日

(ただし, 多頭飼育の届出や罰則の適用については, 平成27年10月1日)

5 今後の取組

条例の周知啓発を行うとともに, これまでから実施している動物を遺棄させないための取組や「まちなこ活動支援事業」, 犬猫のふん尿被害対策等を一層進めることにより, 条例を推進する。

併せて, 「京都動物愛護センター」を拠点に, 京都動物愛護憲章の理念を普及し, 「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現に向けた取り組みを進めていく。